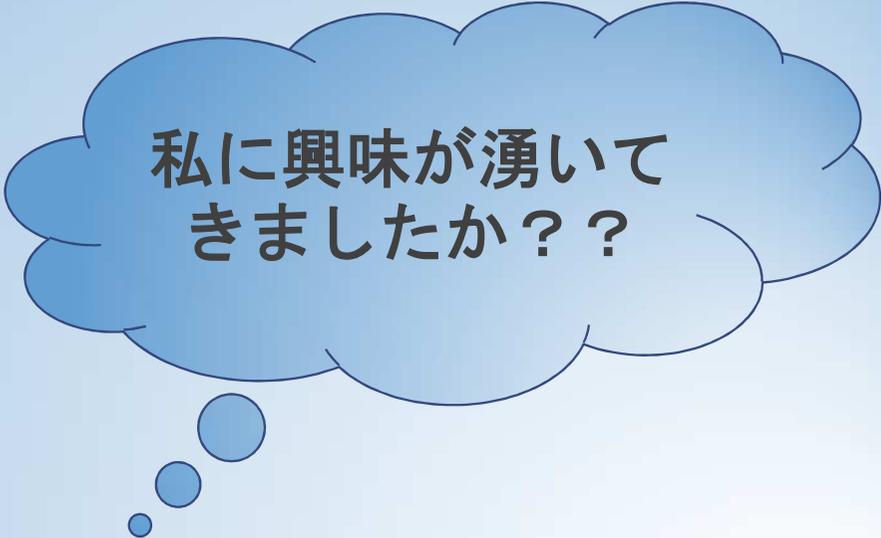


自己紹介

- 相模原市外出身
- 福祉系 4 年生大学卒業
- 心理系大学院卒業
- 社会福祉士資格未取得
- 公認心理師資格取得
- 入庁 10 年目
- 生活支援課（2 年）→児童相談所（8 年目）



私に興味が湧いて
きましたか??

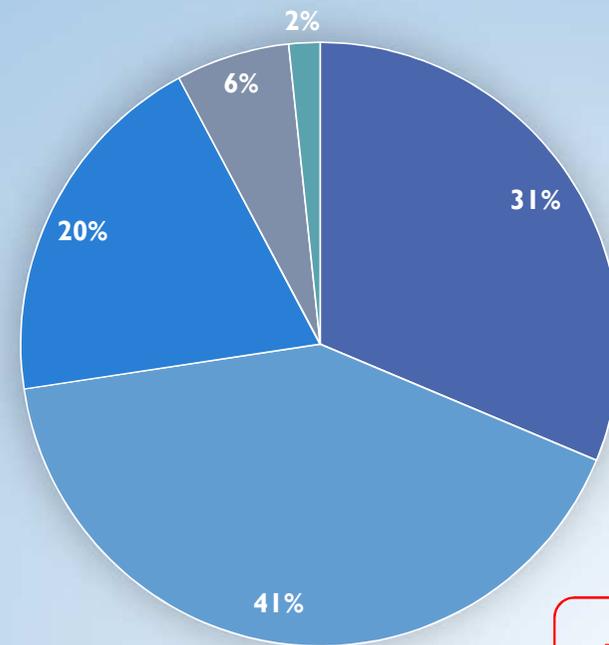
社会福祉職について

社会福祉職の職員数と職位割合

□主事級	56人
□主任級	74人
□主査級	35人
□副主幹級	11人
□課長級	3人

計 179人

■主事級 ■主任級 ■主査級 ■副主幹級 ■課長級



主事・主任級が7割

令和4年2月1日時点

配属されている部局・課

健康福祉局

こども・若者未来局

こども家庭課

各区子育て支援センター

児童相談所

総務課・相談支援課・養護課

陽光園

陽光園
療育相談室

陽光園医療型児童発達
支援センター

地域包括ケア推進部

地域包括ケア推進課

福祉基盤課

高齢・障害者福祉課

高齢・障害者支援課

精神保健福祉課

精神保健福祉センター

障害者更生相談所

介護保険課

各区高齢・障害者相談課

城山保健福祉課

津久井保健福祉課

相模湖保険福祉課

生活福祉部

各区生活支援課

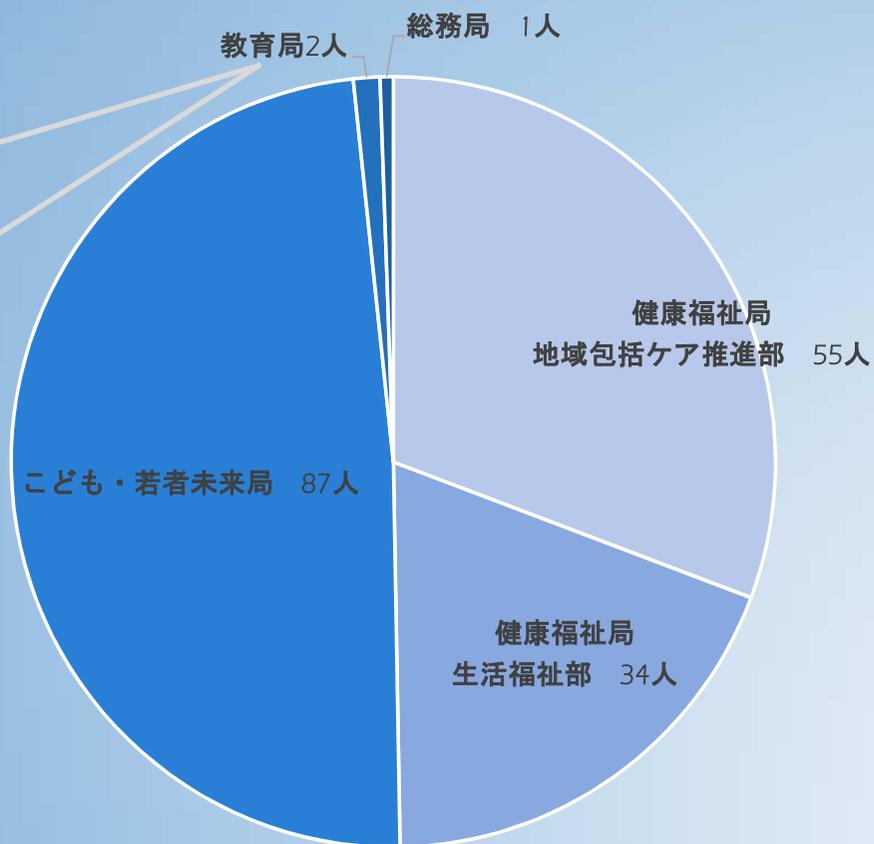
総務局

人事・
給与課

教育局

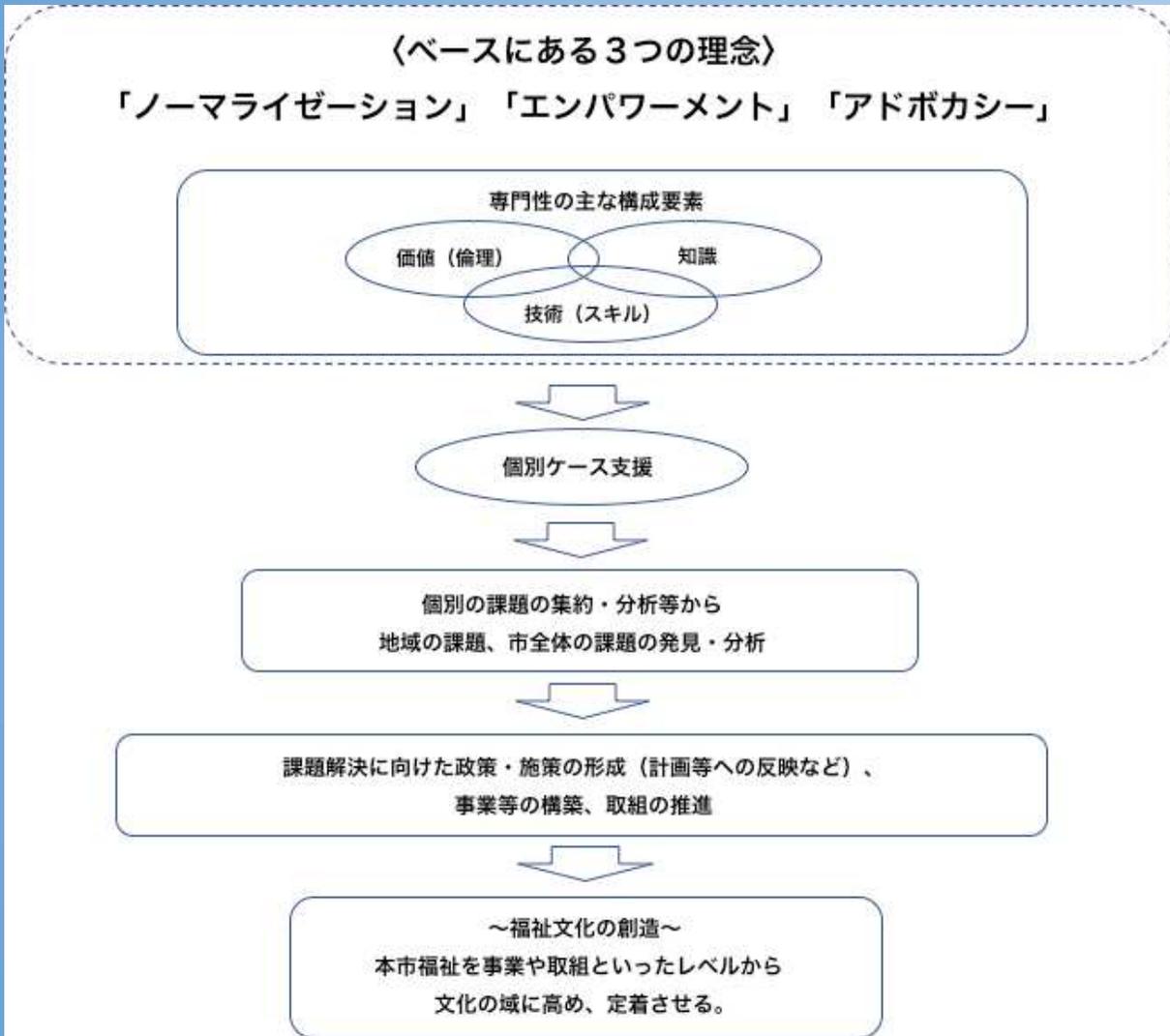
青少年相
談センター

配属されている部局・課



こども・若者未来局と教育局の人事交流も行われており、教育の分野に、福祉職が配置されたり、学校の先生が福祉の分野で共に働いています。

社会福祉職に求められるもの



専門性

“行政社会福祉職”
だからできること！

（相模原市社会福祉職人材育成方針より）

行政社会福祉職に求められるもの

- 社会福祉の向上という視点からの地域づくり、まちづくりを推進すること
- 全体の奉仕者として、公平性や改革意識、経営感覚などを常に持ち続けながら、社会福祉の専門職として、その専門性を発揮すること

人材育成の取組

- 実習指導者の養成
- 実習生の受け入れ

地域資源の
確保・充実に
寄与する
取組

- 共通研修制度
- 研修受講履歴の管理
- 実践研究発表

資質向上に
向けた取組

人材育成を
推進する体
制の整備

専門性を支
える取組

- 社会福祉職人材育成推進会議創設と下部組織となるワーキンググループ設置

- キャリアラダー作成

相模原市社会福祉職の魅力

✓ジェネラリストへの道

まずは、様々な分野での経験を積むことができる！

✓若い世代の活躍と顔の見える関係

主事、主任が7割を占め、若手が期待されている！
県内政令市では最も少ない人数のため、先輩職員との関係も築きやすい！

✓バックアップ体制

WGによる育成体制や、研修や実践発表などの学びの場が充実している！

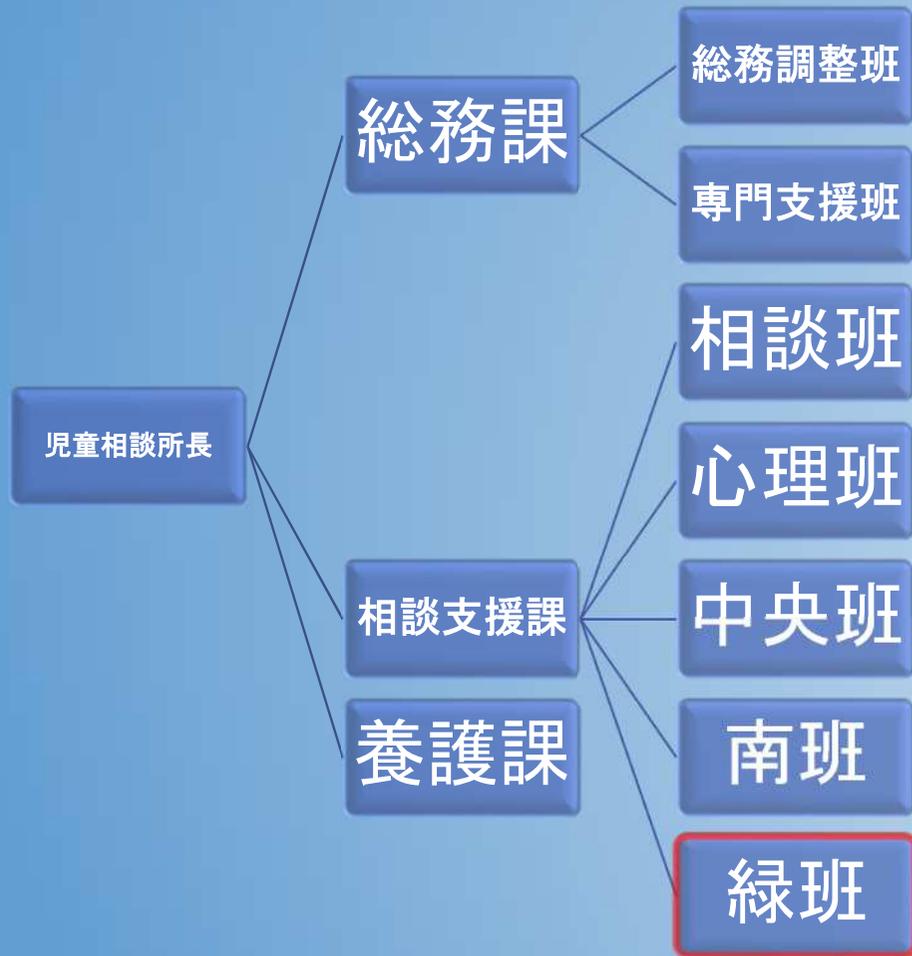
私の業務について

児童相談所とは

児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として、都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関

児童相談所運営指針（厚生労働省2020）

相模原市児童相談所



児童相談所



緑区合同庁舎

相模原市児童相談所

職員体制（常勤 1 1 2 名＋非常勤）

□ 所長

□ 課長

□ 児童福祉司（援助方針の策定、各調整、社会診断）

□ 児童心理司（心理面接、心理検査、心理診断）

□ 一時保護所児童指導員、保育士（生活指導、行動診断）

□ 医師（診察、医学診断を実施する等）

□ その他（事務職、保健師、管理栄養士、弁護士、学習指導員、調理師、庁務員など）

令和4年1月末時点

児童福祉司

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと
- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

- ※調査により子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う。

児童福祉の理念

～児童福祉法から～

【平成28年の児童福祉法改正】

(旧)

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(新)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

＝子どもが権利の主体者

相談援助活動の基本

～児童相談所運営指針から～

- 常に子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）が保障されているかを確認しながら遂行されること。
- 子どもの権利の擁護者であることを強く意識すること。
- 子どもの権利擁護の最後の砦であることを意識し、子どもの権利擁護のためにその権限（一時保護等の措置）を適切に遅滞なく行使する責任があること。
- 子どもの養育に対する家庭支援も重要であり、子どもの最善の利益を守る責任を果たすことを前提に、その生活支援等においては、子ども家庭にとって身近な市町村、その他の関係機関と適切に連携して層の厚い支援につなげること。

児童相談所の機能と業務



- 児童福祉に関する専門機関
- 身近な相談窓口となる各区子育て支援センターへの支援
- 支援困難事例等であり専門的な支援が必要なケース対応
- 一時保護、里親委託、児童福祉施設への入所が必要なケース対応

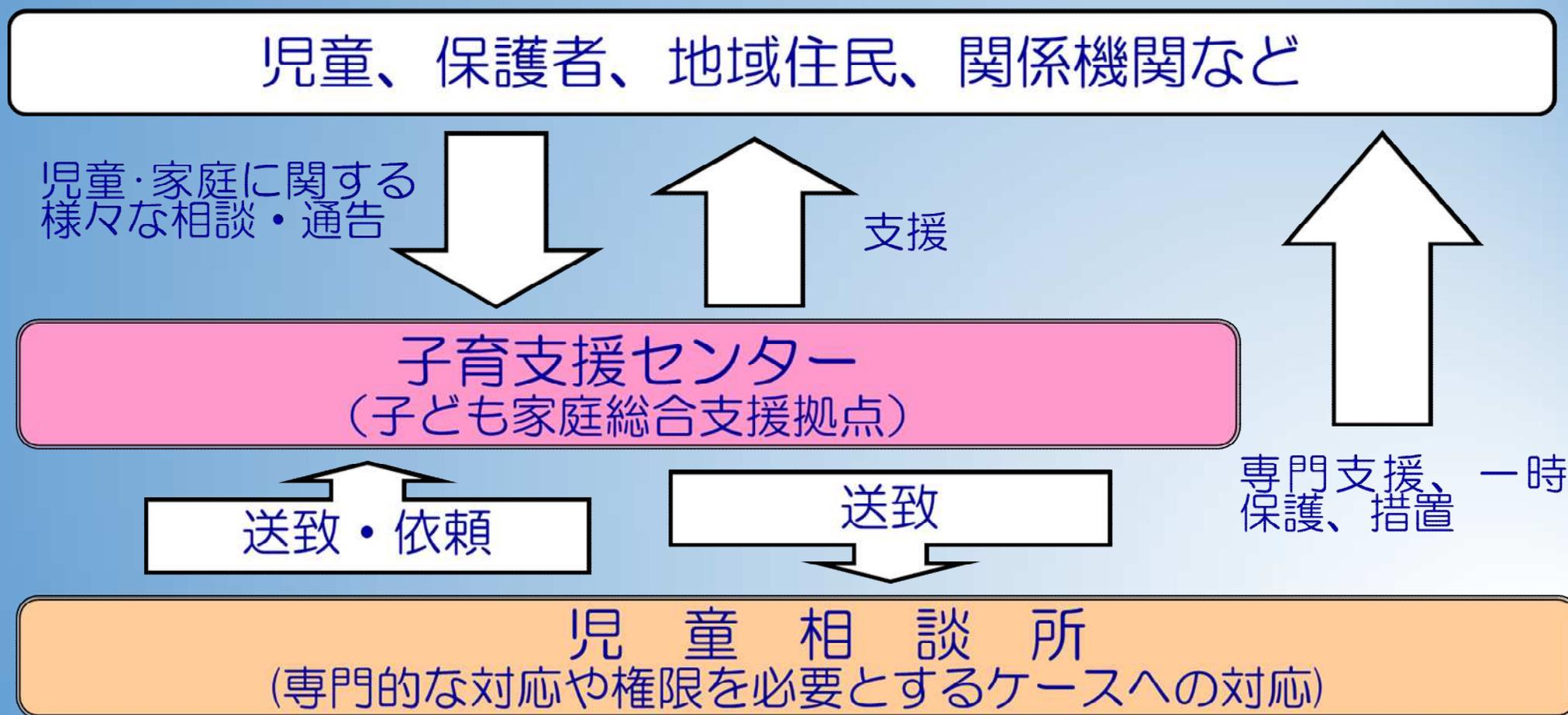
児童相談所の機能と業務



	養護相談 (虐待)	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
令和元年度	1680 (1638)	1202	21	209	55	3157
令和2年度	1755 (1719)	802	18	163	64	2802

令和3年3月末時点

本市の児童相談体制



子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるととともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な**権利侵害**である。

相談・通告受理から初期対応

48時間以内の
安全確認（現認）

通告受理

緊急受理会議

アセスメ
ント

初動調査

アセスメ
ント

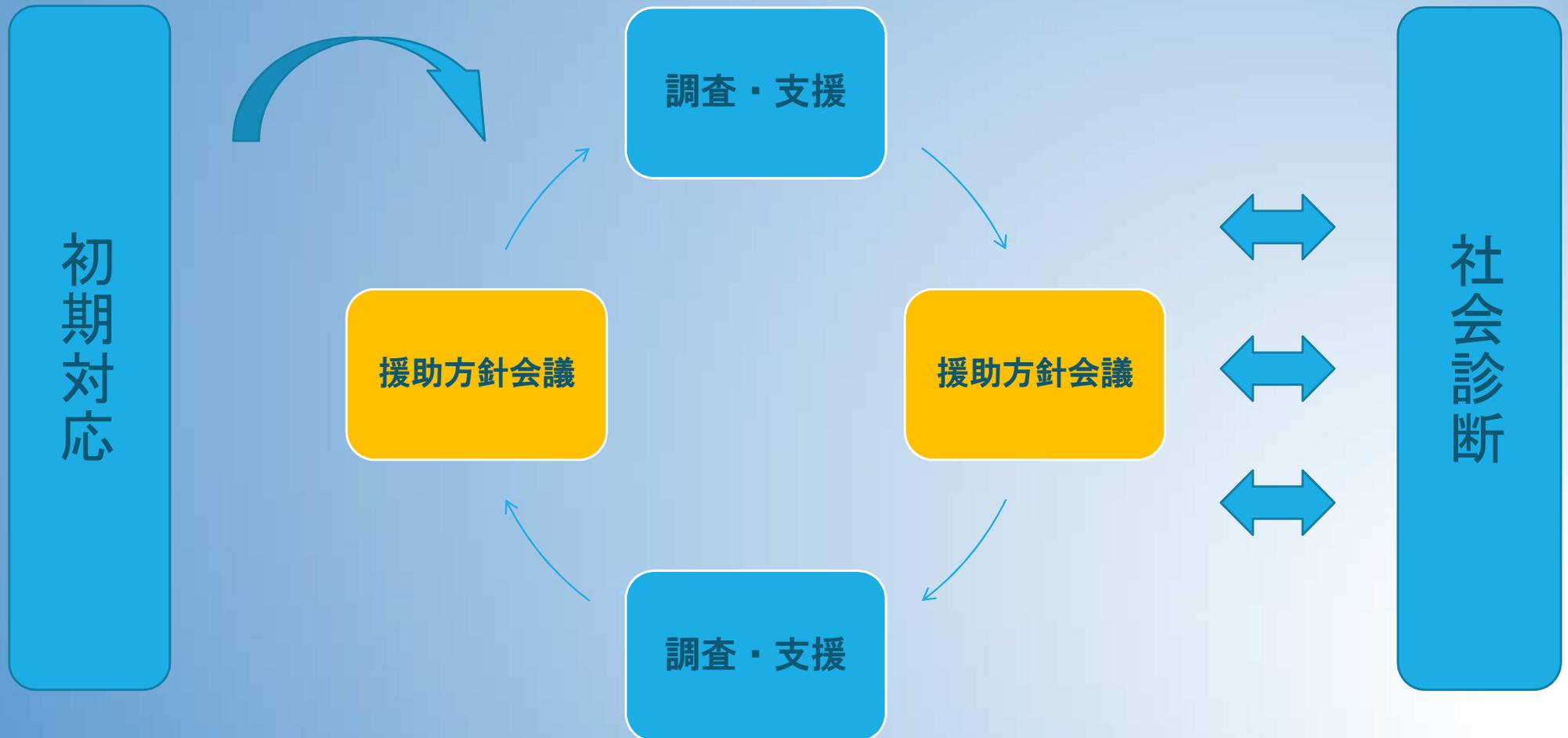
危険性・緊急性の判断

アセスメ
ント

初期対応

アセスメ
ント

相談援助活動の展開



我々が歩みを止めないのは、

その背景に多くの痛ましい虐待事案があり、

その犠牲となった子どもたちがいるからです。

子どもたちは、大人と比べれば未熟かもしれませんが。

では、「所詮、子どもだから」と、片づけてよいのでしょうか。

子どもたちも、様々な権利を有しています。

“子どもたちの権利を守る”

このことを、大人たちがそれぞれの立場で考えられる

そんな地域を共に造っていきませんか。

皆様へのメッセージ

ソーシャルワークのグローバル定義

- 社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた学問である。
- 社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。
- ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

働くうえで意識していること

「ソーシャルワーカーである」ということ！